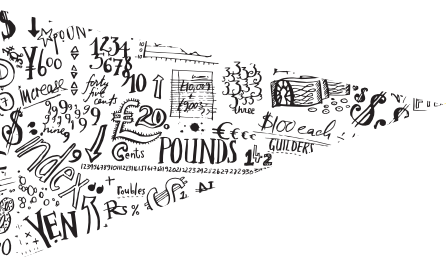


キャッシュ・プーリング導入支援

Driving efficiency through cash pooling



海外の巨大多国籍企業のみならず、海外事業拡大に伴い日本の上場企業においても、グローバルでのキャッシュ・マネジメントの強化が進んでいます。

キャッシュ・プーリングとは？

海外に事業展開する企業の財務管理体制を企業グループ全体で一元化するグローバル・キャッシュ・マネジメントの中で、欧米企業に広く取り入れられているのが、**キャッシュ・プーリング**です。キャッシュ・プーリングは連結ベースでのキャッシュポジションに基づき、優遇金利等のベネフィット提供を受けるものです。なお、実際の資金移動により余剰資金を一つの口座にプールし、優遇金利等を提供することを**ゼロ・バランス**、資金移動を伴わないバーチャルな口座に基づき金利等のメリットを計算することを**ノーショナル・プーリング**と言います。

キャッシュ・プーリング活用のメリット

グローバル・キャッシュ・プーリングとは、海外に事業展開する企業の財務管理体制を企業グループ全体で一元化し、強化する取り組みを言い、以下のような活用メリットがあります。

- | | |
|------------------------------|---|
| 借入金残高・支払利息の削減、
預金利息収入の最大化 | ▶ グループ法人の余剰資金と外部借入金を相殺し、各種財源指標の改善 |
| グループ内金融の強化 | ▶ リーマンショック以降、「銀行借入」から「グループ内金融」へ方向性強化
▶ 本社、海外拠点の余剰資金をグループ内で効率的に運用 |
| 子会社のモニタリング | ▶ グローバルでのキャッシュの見える化 |

キャッシュ・プーリングによるベネフィット一例

銀行との取引条件 … 各国共通	
預金利率	0.1%
当座借越利率	1.0%

プーリング前 (グロスベース)			
預金	6,000	@0.1%	6
当座借越	(8,000)	@1.0%	▲80
			▲74 74費用…①

グループ会社 預金・当座借越残高	
黒残…預金、赤残…当座借越	
オランダ	▲1,000
米国	▲7,000
日本	+6,000

▼ キャッシュ・プーリング導入

プーリング後(プーリング手数料は、当座借越残高の0.5%とする)
(ネットベース)

当座借越	(2,000) @1.0%	▲20	20費用…②
------	---------------	-----	--------

利息削減額(▲74 ▲20)	54	…②-①
プーリング手数料	▲10	→
ネット削減額(プーリングの効果)	44	

EY

Building a better
working world

EY提供可能サービス

EYは、キャッシュ・プーリングの導入にあたり、以下に記載した1～5のサポートを中心とした、調査、ドキュメンテーション作成、スキームの検討、決定支援等、貴社のニーズに合わせた総合アドバイザリーサービスをご提供します。

1

導入を検討している国の規制・税務の調査

フィージビリティ検討の前提となる情報を収集するため、特定国の規制・税務の取扱いを調査します。特に、ゼロ・バランスの場合には現地通貨を外国通貨に転換、さらに国外送金する際に規制や課税問題が発生する可能性があるため、他社事例も踏まえた解決策をご提案します。

4

移転価格対応支援

メンバー国で発生する支払利息、ベネフィット、保証料等の配賦決定方法(案)の提示、これまでの移転価格ポリシーとの整合性の検討、その他、移転価格リスク低減のための、文書化やAPA取得支援を行います。

2

タックス・デューデリジェンス

キャッシュ・プーリング特有の税務問題として、それぞれのメンバー国に係るクロスボーダーでの支払利息/ベネフィット分配について生じる源泉徴収、過少資本税制、みなし配当、恒久的施設課税、タックスヘイブン対策税制の適用関係等を分析し、必要に応じて解決策をご提案します。

5

その他

キャッシュ・プーリングに関する会計処理の検討を行います(例:B/Sの預金・借入金の相殺表示、各種開示等/日本基準、米国基準、IFRSの各会計基準に対応できます)。

3

貴社内でのスキーム検討・決定支援

スキームの主幹となる、ゼロ・バランス vs. ノーショナル・プーリング、メンバー国の選定、トレジャリーセンター設置国や、規制・税務の観点から各国で必要となる事業実態、地域統括機能との統合といった、キャッシュ・マネジメントスキーム実行の観点からのスキームのご提案・決定支援を行います。

今後対象国を増加する予定のあるクライアントに対して、日本に還流させる、あるいは特定の地域に投資をする場合、キャッシュ・プーリングの活用又は配当や出資について税務の点からアドバイスを提供します。

Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.knowledge@jp.ey.com

EYの強み

- ▶ 日本を含む世界各国の金融機関・事業会社に対する、トレジャリー業務のアドバイザリーサービスについて豊富な実績があり、グローバルベースでのサービス提供が可能な専門家が多数在籍しています。
- ▶ プーリングの対象となる国に関して、各国でキーとなる論点について深い理解があります。
- ▶ キャッシュ・プーリングのチームメンバーを30カ国以上に配置しております。
- ▶ グループ内のインハウス・バンク、資金支払センター、ネットティングセンターについても、豊富な知識・理解があります。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2013 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20130904-3
ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp